

部 局 等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年 度	事 業 費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める交付 金相当額	摘 要	
				千円	千円	千円	千円		
(4)	大 阪 府	守 口 市	子どものための教育・ 保育給付交付金	3	4,705,943	2,553,482	5,988	2,994	チーム保育 加配加算の 計上額が 誤っていた もの
(5)	兵 庫 県	姫 路 市	同	3	10,139,418	5,381,144	20,430	10,215	チーム保育 加配加算等 の計上額が 誤っていた ものなど
(6)	同	西 宮 市	同	3	8,631,825	4,704,301	3,424	1,712	基本分単価 等を減額し ていなかった もの
(7)	奈 良 県	吉野郡天川 村	同	2、3	31,000	17,757	6,760	3,884	基本分単価 等を減額し ていなかった ものなど
(1)～(7)の計					33,079,808	17,758,905	69,906	35,422	

沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金により実施した事業の補助対象経費を過大に精算
するなどしていたもの (1 件 不当と認める国庫補助金 1,836,855 円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事 業 費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認 める事業 費	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(8)	沖縄総合事務局	株式会社琉SOK	2	80,034	49,313	2,768	1,836

この補助金は、沖縄国際物流拠点活用推進事業費補助金交付要綱(平成 29 年府政沖第 132 号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、先進的又は沖縄の特色を生かしたもののづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業に要する経費を総合的に支援することにより、沖縄から搬出される製品の増加を図るとともに、沖縄の国際物流拠点の活用を推進し、もって沖縄の産業の振興に寄与することを目的として、那覇空港等の国際物流拠点を活用して製品を県外へ搬出する事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対して必要な経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、補助対象経費は、補助事業者が行う事業を実施するために必要な人件費、原材料費等とされており、補助率は 3 分の 2 とされている。

事業主体及び事業主体と共同して事業を実施する事業者(以下「参画事業者」という。)は、新たな製造手法による直線形状の超音波流量計(半導体製造装置の一部品)に係る管路口径の種類の増加及び量産化を目的として、金型、校正装置等の製作等を行う事業を事業費 80,034,053 円(補助対象経費 73,981,608 円)で令和 2 年度に実施していた。

事業主体は、事業主体分及び参画事業者分の本件補助事業の実施に要した経費を取りまとめるなどした上で補助対象経費を 73,981,608 円、補助金交付額を 49,313,329 円とする実績報告書等を沖縄総合事務局に提出し、同局は、この実績報告書等に基づき、同額で額の確定を行っていた。

しかし、事業主体は、補助対象経費のうち人件費の一部について、誤って二重に計上するなどしていた。

したがって、補助対象経費が 2,768,129 円過大に精算されるなどして、これに係る補助金 1,836,855 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、事業主体において補助対象経費についての確認が十分でなかったこと、沖縄総合事務局において本件補助事業に係る補助金の額の確定時における審査及び事業主体に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

(2) 補助の対象とならないもの 5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円
デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプ(TYPE 1))により実施した事業の交付対象事業費に対象とならない費用を含めていたもの

(5 件 不当と認める国庫補助金 26,592,964 円)

デジタル田園都市国家構想推進交付金(以下「交付金」という。)は、地方からデジタルの実装を進めることなどで、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことを目的として、「デジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱」(令和4年2月25日府地創第63号。以下「制度要綱」という。)等に基づき、地方公共団体が作成したデジタル田園都市国家構想推進交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく事業の実施に要する費用に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。

制度要綱等によれば、交付対象事業は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用した実装の取組を行う事業(以下「デジタル実装タイプTYPE1」という。)等とされている。

また、「令和3年度補正予算デジタル田園都市国家構想推進交付金(デジタル実装タイプTYPE1)の取扱いについて」(令和4年1月14日内閣府地方創生推進室・デジタル庁事務連絡別添)等によれば、デジタル実装タイプTYPE1における交付金の補助率は2分の1とされている。地方公共団体は、交付対象事業に係る事業実施年度末までの期間及び事業実施年度後の2か年の期間(以下、これらを合わせて「実施計画期間」という。)について、実施計画を作成することとされている。そして、実施計画期間を超えた期間(以下「計画外期間」という。)に係る費用は、実施計画に基づく事業の実施に要する費用に該当せず、交付金の交付の対象とならないこととなっている。さらに、交付決定日より前に、支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないとされている。

そして、市町村(特別区を含む。)は、実績報告書等を都道府県に提出し、都道府県は、その内容を審査することとなっている。

本院が、10都道府県及び61市区町において会計実地検査を行ったところ、2道県の4市区町において、計画外期間に係る費用を交付対象事業費に含めていた。また、東京都の1区において、交付決定日より前に締結した委託契約に係る費用を交付対象事業費に含めていた。これらのため、交付金相当額計26,592,964円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、5市区町において交付金の制度に対する理解が十分でなかったこと、3都道府県において交付金の額の確定時の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例＞

鹿児島県出水郡長島町は、令和4年度から6年度までを実施計画期間として、行政サービスの向上や窓口業務の簡素化、効率化による職員の負担軽減を目的とする「長島町「書かない窓口」推進プロジェクト」に係る実施計画を作成している。そして、同町は、4年度に当該実施計画に基づくシステムの構築及び運用保守業務を、事業費25,520,000円(交付対象事業費同額)で実施したとして鹿児島県に実績報告書を提出し、同県による審査を経て、交付金の額の確定を受け、これにより交付金12,760,000円の交付を受けていた。